

新潟市難聴児補聴器給付事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、身体障害者手帳の交付の対象とならない中等度の難聴児に対し、言語の習得及び生活や学習への適応の促進に寄与するため、補聴器を給付することについて必要な事項を定める。

(対象者)

第2条 補聴器の給付対象となる者は、本市に住所を有するものであって、別表に定める要件を満たす難聴児の保護者（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条に規定する保護者。以下「保護者」という。）とする。

2 この要綱において「難聴児」とは、満18歳未満の者をいう。

(対象となる補聴器)

第3条 給付の対象となる補聴器は別表のとおりとする。

(給付の手続き)

第4条 保護者が補聴器の給付を受けようとする場合は、難聴児補聴器給付申請書（別記様式第1号）に新潟市難聴児補聴器給付意見書（別記様式第2号）、見積書を添付して市長に申請しなければならない。

2 前項の意見書は、身体障害者福祉法（昭和34年法律第283号）第15条に規定する医師が作成したものとする。

3 市長は、第1項の規定による申請があったときは、その内容を調査し、給付の必要があると認めた場合は難聴児補聴器給付決定通知書（別記様式第3号）により、給付の必要が無いと認めた場合は難聴児補聴器給付却下通知書（別記様式第4号）により、その結果を申請者に通知する。

4 給付の決定があった場合は、申請者に難聴児補聴器給付券（別記様式第5号）を送付する。

5 再交付に係る申請については、前回の給付日より別表に定める耐用年数を経過してい

ない場合は原則として対象外とする。ただし、当該期間を経過する前に、修理不能により補聴器の使用が困難となった場合や、成長に伴い補聴器が合わなくなった場合は、この限りではない。

(補聴器の給付)

第5条 前条第3項の規定による給付の決定を受けた保護者(以下「受給者」という。)が、当該給付決定に係る補聴器を購入するときは、購入に要する費用の一部を業者に支払わなければならない。

(費用の負担)

第6条 前条に規定する直接業者に支払う額(以下「自己負担額」という。)は、別表の基準額の100分の10とする。ただし、補聴器の購入に要する費用が別表の基準額より廉価なときは、その額の100分の10を負担するものとする。

2 自己負担額は、1円未満を切り捨てるものとする。

3 購入に要する費用が別表の基準額を超える場合は、基準額を超える額についても支払わなければならない。

4 負担上限月額は、施行令第43条の3で定める額とする。

(費用の請求)

第7条 補聴器を納入した業者は、用具の給付額から受給者が支払った額を控除した額を、難聴児補聴器給付券を添付の上、市長に請求するものとする。

2 市長は、前項の規定による請求があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、その請求額を支払うものとする。

(補聴器の管理等)

第8条 受給者および難聴児は、当該補聴器を給付目的に反して使用し、譲渡し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

2 市長は、受給者が虚偽その他不正の手段により補聴器の給付決定を受けた場合は、第4条第3項の規定による給付決定を取り消すとともに、すでに給付した補聴器があると

きは給付に要した費用の全部又は一部を還付させることができる。

第9条 この要綱に定めるもののほか給付に必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成22年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成22年3月31日までの間、第6条の規定により算定された自己負担額及び負担上限月額については、施行令第43条の3第1号に規定する者はそれぞれの額の100分の80に相当する額を適用するものとし、また、同条第2号及び第3号に規定する者は、それぞれの額の100分の70に相当する額を適用するものとし、それぞれ1円未満は切り捨てるものとする。

3 平成22年4月1日から令和9年3月31日までの間、第6条の規定により算定された自己負担額及び負担上限月額については、それぞれの額の100分の80に相当する額とし、それぞれ1円未満は切り捨てるものとする。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

種目	基準額・性能	耐用年数	支給の対象となる要件
補聴器	<p>基準額は補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準（平成18年厚生労働省告示第528号）に定める補聴器（高度難聴用耳かけ型）の価格に相当する額とし、性能は当該補聴器を基準とする。</p>		
イヤモールド	<p>基準額は補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準（平成18年厚生労働省告示第528号）に定めるイヤモールド交換の価格に相当する額とする。</p>		
補聴システム （ワイヤレスマイク）	<p>基準額は補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準（平成18年厚生労働省告示第528号）に定めるワイヤレスマイク交換（充電を含む。）の価格に相当する額とする。</p>	5年	<p>両耳の聴力レベルがそれぞれ30デシベル以上の難聴児で、身体障害者手帳の交付対象とならない難聴児 ただし、医師が装用の必要を認めた場合は、30デシベル未満についても対象とする。</p>
補聴システム （受信機）	<p>基準額は補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準（平成18年厚生労働省告示第528号）に定める受信機交換の価格に相当する額とする。</p>		
補聴システム （オーディオチュー）	<p>基準額は補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準（平成18年厚生労働省告示第528号）に定めるオーディオチュー交換の価格に相当する額とする。</p>		

別記様式第1号（第4条関係）

申請番号第 号 年 月 日

(宛先) 新潟市長

申請者（保護者）
〒
住所 新潟市
氏名
(電話番号)

難聴児補聴器給付申請書

下記により難聴児補聴器の給付を申請します。

給付申請の決定のため、私の世帯の住民登録資料、税務資料その他について、各関係機関に調査、照会、閲覧することを承諾します。

対象児童・生徒	ふりがな 氏名		生年 月日	年 月 日	年齢	歳
	住所	〒 新潟市				
	学校名		学 年		個人番号	
対象児童・生徒以外の世帯員	続柄	氏 名	生年月日		個人番号	
該当する所得区分 (※)	生活保護 ・ 低所得1 ・ 低所得2 ・ 一般					

※該当する所得区分

低所得1・・・市町村民税非課税世帯で、対象児童・生徒の保護者の収入が80万円（障害基礎年金2級相当額）以下の方

低所得2・・・市町村民税非課税世帯（低所得1以外の世帯）

一 般・・・市町村民税課税世帯

※市町村民税非課税世帯で、対象児童・生徒の保護者の方に非課税年金等（障害年金・遺族年金）の収入がある場合、その金額がわかるもの（預金通帳・年金振込通知）が必要になります。

新潟市難聴児補聴器給付意見書

対 象 児童・生徒	住 所			
	氏 名		生年月日	年 月 日
病 名				
障がい部位 及び その状況				
聴 力	右 d B ・ 左 d B			
補聴器の 要・否 及び効果	右（ 要 ・ 否 ） 左（ 要 ・ 否 ） （効果） （両耳に必要な場合、その理由）			
処 方				
上記のとおり診断する。 年 月 日 医療機関名 医師氏名 ㊞				

- ・本意見書の記載は、身体障害者福祉法による指定医が記入したものに限りません。
- ・聴力の測定は、平成15年1月10日付、厚生労働省・社会援護局障害保健福祉部長通知（障発第110001号）の「身体障害者障害程度等級表の解説（身体障害認定基準）について」に規定する純音オーディオメータ検査によります。
- ・左右いずれかの聴力が30dB未満の場合は原則給付の対象になりません。ただし、医師が装用の必要を認める旨記入がある場合は、30デシベル未満についても対象とします。

別記様式第3号（第4条関係）

年 月 日

様

新潟市長 印

難聴児補聴器給付決定通知書

先に申請のあった難聴児補聴器の給付については、次のとおり決定したので通知します。
納入業者にご連絡のうえ、自己負担額を支払い、補聴器を受領してください。

給付番号	第 号	給付決定年月日	年 月 日		
受給者氏名		電話番号			
給付する補聴器 の型式等		納入業者名			
		納入業者の住所 及び電話番号			
価 格	円	受給者が支払 うべき額 (自己負担額)	円	公 費 負担額	円
注 意 事 項	1 補聴器は、費用の一部を直接業者に支払うことを条件に給付されるものですから、支払うこととされた額については必ず用具を受け取る前に支払ってください。 2 給付された補聴器を、その目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付又は担保に供したりすることは、かたく禁じられています。 3 2に違反した場合、費用の全部又は一部を返還してもらうこともあります。 4 補聴器の耐用年数は5年です。補聴器の給付を受けてから5年間は再申請できません。ただし、修理不能な故障や成長により合わなくなった場合は再申請可能ですのでご相談ください。 5 補聴器の修理、部品交換はこの給付の対象外です。				

別記様式第4号（第4条関係）

年 月 日

様

新潟市長

印

難聴児補聴器給付却下通知書

先に申請のあった難聴児補聴器の給付については、次の理由により給付できませんので通知します。

記

理 由

別記様式第5号（第4条関係）

難聴児補聴器給付券

①給付番号	第 号	③給付券発行年月日	年 月 日	
②氏 名		④生年月日	年 月 日	
⑤居住地			電話番号	
⑥給付する補聴器の形式等			⑦納入業者名	
			⑧納入業者の住所及び電話番号	
⑨ 価 格	円	⑩受給者が支払うべき額 (自己負担額)	円	⑪公費負担額 円
⑫この券の有効期限	受給者が業者に提示する期限	年 月 日	納入業者の公費支払請求期限	年 月 日

上記のとおり、難聴児補聴器の給付を決定する。

年 月 日

新潟市長

印

⑬業者の納付した日	年 月 日	⑭受給者から納入業者が受領した金額	⑮受領者名（納入業者）
⑯用具受領者名（受給者）			
⑰本人との続柄		円	年 月 日
⑱備考			

注 本表は①～⑫までは新潟市、⑬～⑮までは納入した業者、⑯、⑰は受給者が記入すること。

注 納入業者は、納入後 30 日以内に請求書を提出すること。